

伊国水第146号
令和8年1月19日

静岡県東部地区
指定給水装置工事事業者(伊豆地区) 各位

静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)協議会
幹事 下田市上下水道課長 土屋 剛
(公 印 省 略)

令和7年度 静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)の開催
について (通知)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、水道事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)協議会（下田市・熱海市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）では、国からの通達「平成20年3月21日付 健水発第0321001号 厚生労働省健康局水道課長 給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」に基づき、各市町が指定した指定給水装置工事事業者を対象として、必要な情報を提供し技術力の維持・向上を図るとともに、各工事事業者の現況を把握するため、定期的に研修の機会を設けております。

伊豆地区5市6町では、平成20年度からこれまで計5回にわたり本研修会を合同開催し、前回は、令和4年度に開催しております。

つきましては、前回の開催より3年が経過したことから、本研修会を開催するものです。下記のとおりWebにより研修会を実施いたしますので、必ず受講（各社最低1名）していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 研修会開催方法

- 受講期間になると、伊豆の国市のホームページ上に研修用の教材がアップされます。
- 各工事事業者は、Webで教材を閲覧し研修してください。
- 研修終了後、各工事事業者においては、必ず「研修報告書」の提出をお願いします。
- 研修報告書の提出をもって研修会受講となります。
- 後日、伊豆の国市から、修了証書が送付されます。

伊豆の国市ホームページ研修用教材アップ場所

ホーム > くらし > 上下水道 > 上水道 >

『令和7年度 静岡県東部地区指定給水装置工事事業者研修会(伊豆地区)の開催のお知らせ』

2. 研修会受講期間

令和8年1月28日(水)～令和8年2月18日(水)

3. 研修報告書の提出

直接・郵送・FAX・メールのいずれかの方法により提出してください。

提出先：〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 184-2

伊豆の国市 都市整備部 水道課

FAX : 055-948-4031

メール : suidou@city.izunokuni.shizuoka.jp

※ 研修報告書様式は、教材ページから、ダウンロードしてください。

※ 伊豆地区5市6町の中で、複数の市町から指定を受けている工事事業者は、
開催通知を送付した市町へ研修報告書を提出すれば、他の指定を受けている
市町への提出は不要です。

研修報告書提出期限：令和8年2月20日(金)

4. お問合せ先

伊豆の国市 都市整備部 水道課 業務係 工事事業者研修会担当

電話 : 055-948-2911

※伊豆地区5市6町のほか、東部地区も合同開催としており、研修用の教材は、
東部4市2町と共通のものになります。

工事事業者の方は、伊豆の国市に研修報告書を提出してください。

[合同開催の対象となる市町] 静岡県東部地区

東部地区…沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、長泉町、小山町

伊豆地区…下田市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、熱海市、南伊豆町、河津町、
東伊豆町、西伊豆町、函南町、松崎町

※ 研修報告書提出後に送付される修了証書は、東部4市2町と伊豆地区の両地区の市町で有効となります。